

家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業（継続）

【平成19年度概算決定額：223,100（288,571）千円】

対策のポイント

新たに家畜診療等情報管理・提供システムを開発し、家畜ごとの疾病履歴情報と群管理情報等により、的確な農家指導を行い事故低減を図るとともに、家畜ごとの投薬歴等の情報を農家へ迅速に提供します。

（事業実施の経緯）

多頭化・省力化及び家畜改良に伴う家畜の高能力化が進展し、適正な飼養管理が十分に行われていないことを背景に、共済事故が多発する傾向が見られることから、農業経営の安定及び共済事業の安定のために共済事故を減らす必要があります。

これまで家畜の群管理情報を元に事故低減指導を行ってきましたが、一層きめ細かい飼養管理指導を行うため、新たに家畜診療等情報管理・提供システムを開発して、個体ごとの疾病履歴情報等により、事故の要因分析と的確な事故低減対策を行う必要があります。

また、平成15年に食品衛生法の一部改正等により、と畜申請時に過去の病歴及び投薬歴についての情報を提出することが、と畜申請者に義務づけられ、病歴・投薬歴の情報を迅速かつ正確に農家に提供することが求められています。

政策目標

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

<内容>

家畜診療等の情報を管理・提供するためのシステムの開発、既存の家畜標準システム等との連携を行うための改修・検証を行うとともに、それらのシステムから得られた情報を用いた事故低減指導を実施します。

【補助率：10／10、一部1／2】

【事業実施主体：農業共済団体】

【事業実施期間：平成18年度～平成20年度】

[担当課：保険監理官（03-3501-3709（直））]